

【ロシア】HSコードに基づく商品の関税分類 方法

(2015年2月)

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
サンクトペテルブルク事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

1. HS コードに基づく関税分類の概要.....	1
1.1 ロシアにおける関税分類方法の説明.....	1
1.2 ロシアと世界における分類方法の相違点.....	2
1.3 外国企業が HS コード分類の際に直面する問題.....	2
2. 分類方法.....	3
2.1 事前分類システムと統一 HS コードに準拠した分類システムの概要.....	3
2.2 上記の二つの方法によるそれぞれの決定取得手続き.....	3
2.2.1 事前分類決定.....	3
2.2.2 ロシア連邦税関局による分類決定.....	4
3. 事例.....	6
3.1 事前分類（HS コードの事前特定）システムの適用事例およびその結果.....	6
3.2 統一 HS コードに基づいた分類システム適用の事例およびその結果.....	6

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンクトペテルブルク事務所が現地のコンサルティング事務所 DLA Piper Rus Limited に作成委託し、2015 年 2 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび DLA Piper Rus Limited は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび DLA Piper Rus Limited がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部
進出企業支援課

※2015 年 4 月 1 日の組織変更により、部課名およびメールアドレスが変更となりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所
E-mail：rss-doc@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font. The letters are black and have a classic, slightly ornate appearance.

【ロシア】HSコードに基づく商品の関税分類方法

1. HSコードに基づく関税分類の概要

1.1 ロシアにおける関税分類方法の説明

ロシアで商品は、商品の名称および分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）に基づいたユーラシア経済連合貿易品目分類（「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「HSコード」などと呼ばれる）で分類されている。また、統一システムを基に策定された「関税率表の解釈に関する通則」がHSコードを決める際の基準として使われている。

商品分類は貿易業者にとって優先的課題である。なぜなら、HSコードをもとに、輸出入品に対して適用される税率が定められ、場合によって商品に非関税措置、禁止、制限を適用するかを決めるからである。

関税同盟の関税法典⁽¹⁾および加盟国関税法規⁽²⁾では、通関時に輸出入申告者または通関代理人（申請代理人）自身が商品进行分类しHSコードを特定するが、税関職員は分類の正しさを確認する権利がある。商品分類に間違いを発見した場合、税関職員は再分類を行う。

ユーラシア経済連合の執行機関であるユーラシア経済委員会は、HSコードの特定方法の解釈の統一性を目指し、商品分類に関する規定および解説を公表している。

ロシア連邦税関局も上記と同じく商品分類に関する規定および解説を公表している。具体的には、ロシア連邦税関局により「特定商品の分類に関する規定および解説集」⁽³⁾が作成されている。ユーラシア経済委員会の規定および解説はユーラシア経済連合全域において義務的に適用されている。それに対し、ロシア連邦税関局の規定および解説はロシア域内のみにおいて適用されている。

商品分類決定は、その決定が行われる段階によって以下のタイプに分けられる。

- （商品の輸入前に行う）事前の分類決定
- 通関検査時の分類決定
- （商品の輸入後に行う）通関済みの商品に対する分類決定

また、申告者の依頼に応じて税関が商品の輸入前に行う事前の分類決定には、二つのタイプがある。それは、（1）事前分類決定と（2）組み立てていない商品および分解した商品に対する分類決定（以下、「ロシア連邦税関局による決定」という。）である。

事前分類決定の対象はあらゆる商品である。税関局による分類決定は、税関保税倉庫での蔵置期間（2カ月間）を超える期間にわたって部品を別々に輸入する設備を対

象とする。言い換えると、税関局による分類決定の対象になるのは、長期間（1年間ほど）にわたり輸入される部品点数の多い大型設備である。

1.2 ロシアと世界における分類方法の相違点

上記のとおり、ユーラシア経済連合貿易品目分類は統一システムに基づいている。統一システムというのは、貿易対象品目を特徴ごとに部・類に分けて特定した番号、上記関連注釈、それに本システムの解釈に関する通則を含むグローバルな関税対象品一覧およびコード番号付け規則のことである。

統一システムは世界貿易機関（WTO）により行われる貿易交渉協議の際に運用されるものである。現在、世界中で適用されるほとんどの関税・統計品目表が統一システムに基づき作成されている。

ユーラシア経済連合貿易品目分類に基づくコード番号 10 桁のうち 6 桁は統一システムに準拠して付与されている。また、ユーラシア経済連合において、統一システムの部・類・品名の解釈に関する通則が適用されている。

これまで述べてきたように、ロシアにおける商品分類方法は国際基準に対応していると言える。

1.3 外国企業が HS コード分類の際に直面する問題

HS コードに従って関税率が定められ、関税額が計算されているため、税関が申告者の提案した商品分類に異議を唱えることもある。

申請時に申告者が事前分類決定書またはロシア連邦税関局による分類決定書を有しているかないかで、その状況は異なる。

申告者が事前分類決定書またはロシア連邦税関局による分類決定書を有していない場合、商品分類の間違いを発見した際に税関職員は関連書類の提出を要求した上、追加検査を行い、その結果に基づき自主的に商品を分類し HS コードを特定する権利がある。その後、申告者に未払いの税金の納税義務を負わせることになる。この場合の注意点は、通関手続き後でも、つまり、通関後の管理期間内（3年間）であれば税関は分類番号を変更できることになっている。

逆に、申告者が事前分類決定書またはロシア連邦税関局による分類決定書を有している場合、税関職員は、事前分類決定書（あるいはロシア連邦税関局による分類決定書）に記載した HS コードが当該輸入品に適用できないという意見を持つ際に、その HS コードの適用を拒否する権利がある。このように、現地税関が HS コードに異を唱えるリスクを軽減するため、事前分類決定書およびロシア連邦税関局による分類決定書を取得することが方法として考えられる。また、上記書類の申請にあたって、当該商品についてできる限り詳細な情報を税関に提出することが重要となる。

2. 分類方法

2.1 事前分類システムと統一 HS コードに準拠した分類システムの概要

－それぞれの優位点と効率性－

前述のとおり、ロシアにおいて、輸入業者が税関の HS コードの事前決定を受ける方法が二つある。それは、事前分類決定を取得する、あるいはロシア連邦税関局による分類決定を取得する方法である。この二つの方法の主な違いを以下の表にまとめた。

比較項目	事前分類決定	ロシア連邦税関局による分類決定
対象商品	すべての商品	税関保税倉庫での蔵置期間（2 カ月間）を超えた期間にわたって部品を別々に輸出入する設備。品目番号 7308, 7309 00, 8701, 8702, 8704 10, 8705, 8709, 9301, 9406 00, 商品類番号 84 – 86, 88 – 90（機械、設備、金属組み立て部品など）
分類を決定する機関	地域の税関当局	ロシア連邦税関局
特定した HS コードを適用する義務のある機関	ロシアにおけるすべての税関	当該商品を対象にした申告書を受理する税関

2.2 上記の二つの方法によるそれぞれの決定取得手続き

（申請先、申請書の作成手順、当該決定書の取得にかかる期間、費用）

2.2.1 事前分類決定

申告者からの申請に応じた分類決定の対象はあらゆる商品である。事前分類を行なうのは地域の税関当局であるにもかかわらず、分類の結果で特定された HS コードはロシア全域で認められている。事前分類決定書を取得した場合、税関が当該商品に税率のより高い HS コードを付けるリスク、また、不確実な HS コードを原因として民法上の責任を問われるリスクを軽減できる。

事前分類決定の採択手続きの詳細は、2012 年 4 月 18 日付ロシア連邦税関局令第 760 号に規定されている。

事前分類決定書の取得手続きは下記段階からなっている⁽⁴⁾。

1) 地域の税関当局への事前分類申請

商品の事前分類決定についての申請書を書面 または電子媒体で提出する。

申請書に記載する情報は下記のとおりである。

- 申請者の概要（商号、会社名など）

- 商品の情報（商品が有する技術的・商業的特徴の説明書、商品进行分类するのに必要な書類（写真、図、設計図など））

申請受理を拒否する原因は下記のとおりである(5)。

- 申請書が申請権限のない者により提出された
- 申請書およびその附属書類に形式上の不備がある
- 申請者が以前、当該商品を対象に事前決定書を取得したことがある

2) 地域の税関当局による申請者への追加書類の要求

事前分類決定を行うために申請者が提出した情報が不足している場合、事前分類申請提出日から 30 日以内に税関は申請者に追加情報の提出を書面で要求する。それに対して申請者は要求のあった日から 60 日以内に追加情報を提出する義務がある。

3) 地域の税関当局による事前分類決定または事前分類決定の拒否

事前分類決定、あるいは当該決定の拒否は、事前分類申請書登録日から 90 日以内に行なわれる。税関が追加書類の提出を要求した場合、上記期限が猶予される。

事前分類決定拒否の原因は下記のとおりである(6)。

- 地域の税関当局による要求に対し、HS コードを 10 桁までに特定するのに十分ではない矛盾した情報または不完全な情報が提出された場合
- 追加情報要求書に記載された期限内に申請者が追加情報を提出しなかった場合

事前分類決定書は紙の書類または電子媒体で作成され、その採択日から発効する。

事前分類決定の手数料は 5,000 ルーブルと規定されている。

2.2.2 ロシア連邦税関局による分類決定

通関申告時に商品のすべての部品を同時に提示することが不可能である場合、当該分類決定書を取得する方法が考えられる。分類決定書を保有すると、当該決定対象である商品に特定された HS コードに税関職員が異議を唱えるリスクが軽減される。具体的には、当該分類決定書を取得した場合、税関が当該商品に税率のより高い HS コードを付けるリスク、また、不確実な HS コードが要因となり民法上の責任を問われるリスクを軽減できる。

当該分類決定書は申告者からの申請に応じてロシア連邦税関局により発行される。

当該分類決定書の取得手続きは下記段階からなっている(7)。

1) ロシア連邦税関局への申請

申請書に法律(8)で規定された書類を附属する。それは、技術的図書（商品に関する部品の一覧、商品の取扱方法・機能・性能明細書、組み立て設計図など）である。

申請書の受理を拒否する要因は下記のとおりである。

- 紙媒体で提出されている申請書およびその附属書類が、権限のない者により署名されている、あるいは形式上の不備がある
- 提示された部品が、HSコードが特定される商品（つまり、ロシア連邦税関局による分類決定対象である商品）を構成していない

ロシア連邦税関局は、分類申請書登録日から30日以内に当該申請の受理を拒否する権利がある。

2) ロシア連邦税関局による申請者への追加書類の要求

当該分類決定を行うために申請者がロシア連邦税関局に対し提出した情報が不十分であった場合、分類申請提出日から30日以内にロシア連邦税関局は申請者に追加情報の提出を書面で要求する。それに対して申請者は要求のあった日から60日以内に追加情報を提出する義務がある。

3) ロシア連邦税関局による分類決定または分類決定の拒否

ロシア連邦税関局による分類決定、あるいは当該決定の拒否は、分類申請書登録日から90日以内に行なわれる。ロシア連邦税関局が追加書類の提出を要求した場合、上記期限が猶予される。

ロシア連邦税関局が分類決定を拒否する原因は下記のとおりである。

- 追加情報要求書に記載した期限内に申請者が追加情報を提出しなかった、または、不完全な情報を提出した
- 申請書、その附属書類、追加書類に矛盾した情報が記載されている

ロシア連邦税関局による分類決定書は紙の書類または電子媒体として作成され、電子署名が付与される。当該決定書は、採択日から発効する。

ロシア連邦税関局による分類決定申請に手数料はかからない。

3. 事例

事前分類決定およびロシア連邦税関局による分類決定の適用の事例（判例）は下記のとおりである。

3.1 事前分類（HS コードの事前特定）システムの適用事例およびその結果

判例 1(9)

ある企業は、放送宣伝用自動車（広報宣伝カー）を対象に事前分類決定について税関へ申請した。

申請者の観点：当該商品には、税率 5% の HS コード 8705 90 900 1（モーター付き専用車両）を特定すべき。

税関の観点：事前分類決定に準拠して当該商品に上記と違う税率 10% の HS コード（8704 21 910 0、車両重量 5 トン以下のモーター付き貨物輸送機関）が特定された。

判決：税関により特定された HS コードで申請対象の輸送機関を分類するのは間違いである。申告者が提出した書類には、当該商品の明確な説明が記載され、その使い方が貨物運搬と関係がないことを証明しているからである。従って、事前分類決定を不正行為と認定し、裁判官は申告者の観点到同意した。

判例 2(10)

ある会社は、抗生物質を含む小売用薬剤を対象に、事前分類決定を得た。当該商品には税率 6.5% の HS コード 3004 20 000 9 が特定された。税関申告書に本企業は上記分類決定書に記載された HS コードを記入した。

申請者の観点：事前分類決定書に記載された HS コードで輸入品を分類しなければならない。

税関の観点：当該輸入品には事前分類決定を適用できず、その代わりに税率 10% の HS コード 3004 20 000 2 にしなければならない。

判決：申請者は、有効な事前分類決定書に記載された商品を輸入し申告した。税関に、当該分類決定を適用せずに違う分類決定を出す権利はない。

3.2 統一 HS コードに基づいた分類システム適用の事例およびその結果

判例 1(11)

ある企業は関税同盟領域に電力ケーブルを輸入し、通関後、税関申告書修正の依頼を税関に提出した。

申請者の観点：部品別に輸入される商品の申告方法について特徴を考慮せずに申告した。実際に、当該商品は、ロシア連邦税関局による分類決定の対象である製品の一部である。

税関の観点：税関申告書によると、当該商品はポリ塩化ビニル製造施設の電力供給設備の部品であるが、申告書変更依頼書によると、塩化ビニルモノマー製造ラインの部品であるため、申告書の修正が不可能である。

判決：当該企業が取得したロシア連邦税関局による分類決定書の対象は塩化ビニルモノマー製造ラインである。供給者はインボイスの間違いを指摘し、商品を塩化ビニルモノマー製造ラインの一部とみなすことを求めた。当該製造ラインの部品である商品の総合重量は、塩化ビニルモノマー製造ラインのスペックに記載された部品の重量を上回っていない。裁判官は、税関に、通関後に申告書を修正することを義務づけた。

事例 2(12)

通関検査の時に、税関職員が申告されていない商品（金属製の噴霧器用ピストルにスパナと掃除ブラシのセット）を発見した結果、申告者はロシア連邦行政違反法第 16.2 条第 1 項に準拠して行政責任を問われた。

申請者の観点：当該商品は、ロシア連邦税関局による分類決定の対象である設備の部品である。行政責任を問うのに法的根拠がない。

税関の観点：当該商品は、ロシア連邦税関局による分類決定書附属書類に記載された部品一覧に掲載されていないため、それを個別に申告しなければならない。

判決：製造業者のレターによると、圧縮空気ピストルは油噴霧システムの部品である。油噴霧システムは、ロシア連邦税関局による分類決定の対象である自動製造ラインの部品一覧に掲載されている。従って、申告者に行政責任を問うことができない。

以上

<注釈>

- (1) 関税同盟統一関税法典第 52 条
- (2) 2010 年 11 月 27 日付連邦法第 311-FZ 号「ロシア連邦における税関規制について」第 106 条
- (3) 2014 年 8 月 15 日付ロシア連邦税関局指令第 233-r 号
- (4) 関税同盟統一関税法典第 53 条、第 54 条
- (5) ロシア連邦税関局および関税同盟における貿易商品の品目番号の特定に関する事前分類決定サービスを提供するその管理下の税関当局の活動を規定している行政法規の第 29 項（2012 年 4 月 18 日付ロシア連邦税関局令第 760 号）
- (6) ロシア連邦税関局および関税同盟における貿易商品の品目番号の特定に関する事前分類決定サービスを提供するその管理下の税関当局の活動を規定している行政法規の第 31 項（2012 年 4 月 18 日付ロシア連邦税関局令第 760 号）
- (7) 2010 年 11 月 27 日付連邦法第 311-FZ 号「ロシア連邦における税関規制について」第 107 条
- (8) 2010 年 11 月 27 日付連邦法第 311-FZ 号「ロシア連邦における税関規制について」第 107 条第 5 項
- (9) 第 A40-12830/13-147-122 号の訴訟事件に関する 2014 年 3 月 26 日付モスクワ管区反独占局決定第 F05-2220/2014 号

- (10) 第 A40-44238/2013 号の訴訟事件に関する 2013 年 10 月 28 日付第 09AP-31177/2013 号第 9 仲裁控訴裁判所の判決
- (11) 第 A43-24354/2013 号の訴訟事件に関する 2014 年 5 月 28 日付第 1 仲裁控訴裁判所の判決
- (12) 第 A23-3325/2012 号の訴訟事件に関する 2012 年 12 月 24 日付第 20 仲裁控訴裁判所の判決